

証券コード：5713

平成21年6月3日

株 主 各 位

東京都港区新橋5丁目11番3号

住友金属鉱山株式会社

代表取締役社長 家守伸正

第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、3頁のご案内に従って、平成21年6月24日（水曜日）午後5時40分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町1番2号
グランドプリンスホテル赤坂
新館2階 クリスタルパレス

3. 目的事項
報告事項

第84期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査
人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件

(報告事項につきましては、同封の「第84期報告書」に記載しております。)

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 電磁的方法（インターネット等）により議決権を複数回行使された場合、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、最後に行使されたものを有効として取扱います。
- (2) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使が重複してなされた場合であって、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときには、電磁的方法による議決権行使を有効として取扱います。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.smm.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

1. 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成21年6月24日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご送付下さい。

2. 電磁的方法による議決権行使


(1) インターネットによる議決権行使

- ① 議決権行使サイト (<http://www.webdk.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録下さい。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
- ② インターネットによる議決権行使は、平成21年6月24日（水曜日）午後5時40分まで受付いたします。
- ③ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ④ 議決権行使サイトをご利用いただくには、次のシステム環境が必要です。
 - a. パソコンを使用して議決権行使サイトをご利用いただくには、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft[®] Internet Explorer 5.5 SP2以上、またはNetscape 6.2以上が必要です。
 - b. 携帯電話を使用して議決権行使サイトをご利用いただくには、セキュリティ確保のため、128bitSSLの暗号化通信が可能な機種であることが必要です。

(Microsoftは、Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、Netscape Communications Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせ下さい。

株主名簿管理人：住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-186-417 (24時間受付)

(2) 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム

機関投資家の皆様につきましては、事前に申し込まれた場合に限り、株式会社 I C J が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式等振替制度に一斉に移行されました（いわゆる株券の電子化）。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除するとともに株主等の届出に関する規定の変更を行い、あわせて条数の繰上げなど所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
第7条 (省略)	第6条 (現行どおり)
<u>(株券の種類)</u> 第8条 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規程による。	(削 除)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第7条 (現行どおり)
<u>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に別段の定めがある場合についてはこの限りでない。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 単元未満株式の買増請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 単元未満株式の買増請求をする権利</p>
<p>第11条 (省略)</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株主等の届出)</p> <p>第13条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、その住所、氏名および印鑑を当会社の株主名簿管理人に届出なければならない。</p> <p>2. 外国に居住する株主、登録株式質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または代理人を定めて、これを当会社の株主名簿管理人に届出なければならない。</p> <p>3. 前2項に定める届出事項に変更を生じたときも同様とする。</p>	<p>(株主等の届出)</p> <p>第11条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、その氏名または名称および住所を証券会社等の口座管理機関および株式会社証券保管振替機構を通じて届出なければならない。</p> <p>2. 外国に居住する株主、登録株式質権者またはその法定代理人は、日本国内の仮住所または代理人を証券会社等の口座管理機関および株式会社証券保管振替機構を通じて届出なければならない。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第14条～第52条 (省略) (新 設)	第12条～第50条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>(株券喪失登録簿の作成および備置き)</u> <u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u> <u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもってこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 、 地 位 お よ び 担 当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式数
1	ふくしま こういち 福 島 孝 一 昭和16年10月18日生	昭和39年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役 平成12年4月 当社代表取締役 当社取締役社長 平成13年6月 当社社長 平成19年6月 当社取締役会長 平成21年6月1日現在 当社代表取締役 当社取締役会長	42,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位 お よ び 担 当 な ら び に 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	け も り の ぶ ま さ 家 守 伸 正 昭和26年4月12日生	昭和55年9月 当社入社 平成10年7月 別子事業所ニッケル工場長 平成14年7月 金属事業本部ニッケル事業部長 平成16年6月 当社執行役員 金属事業本部副本部長 平成18年6月 当社取締役 当社常務執行役員 金属事業本部長 平成19年6月 当社代表取締役 当社取締役社長 当社社長 平成21年6月1日現在 当社代表取締役 当社取締役社長 当社社長	17,000株
3	こ い け ま さ し 小 池 正 司 昭和23年8月7日生	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 平成14年10月 総務部長 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社専務執行役員 平成20年6月 当社代表取締役 平成21年6月1日現在 当社代表取締役 当社専務執行役員	19,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 、 地 位 お よ び 担 当 な ら び に 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
4	あ べ い ち ろ う 阿 部 一 郎 昭和23年1月18日生	昭和45年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成16年2月 資源事業部長 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 当社専務執行役員 平成21年6月1日現在 当社取締役 当社専務執行役員 資源事業部長	15,000株
5	た じ り な お き 田 尻 直 樹 昭和24年3月10日生	昭和47年4月 当社入社 平成13年6月 経理部長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年7月 マネジメントサービスセンター長 平成17年6月 システム部長 平成18年6月 当社常務執行役員 平成20年6月 当社取締役 当社専務執行役員 経営企画部長 情報システム部長 関連事業統括部長 平成21年6月1日現在 当社取締役 当社専務執行役員 経営企画部長 情報システム部長	12,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位 お よ び 担 当 な ら び に 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
6	ば ば こう ぞう 馬 場 孝 三 昭和24年4月25日生	昭和50年4月 当社入社 平成12年6月 金属事業本部新居浜研究所長 平成16年6月 当社執行役員 技術本部副本部長 平成19年6月 当社常務執行役員 技術本部長 平成20年6月 当社取締役 平成21年6月1日現在 当社取締役 当社常務執行役員 技術本部長	2,000株
7	なか ざと よし あき 中 里 佳 明 昭和28年5月13日生	昭和51年4月 当社入社 平成9年12月 電子事業本部事業室長 平成16年6月 経営企画部長 平成17年6月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役 平成19年6月 関連事業統括部長 平成20年6月 当社常務執行役員 機能性材料事業部長 平成20年10月 半導体材料事業部長 平成21年6月1日現在 当社取締役 当社常務執行役員 半導体材料事業部長	11,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位 お よ び 担 当 な ら び に 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
8	うし じま つとむ 牛 嶋 勉 昭和25年7月16日生	昭和51年4月 弁護士登録 昭和57年4月 牛嶋法律税務事務所開設 昭和57年6月 税理士登録 平成6年1月 牛嶋・寺前法律事務所（現牛嶋・寺 前・和田法律事務所）開設 平成15年6月 当社監査役 平成19年6月 当社取締役 平成21年6月1日現在 弁護士 税理士 当社取締役	0株

(注) 1. 牛嶋 勉氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者とした理由

牛嶋 勉氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験を有しております。この知識および経験に基づき、特にコンプライアンスの観点から当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(2) 社外取締役に就任してからの年数

牛嶋 勉氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本總會終結の時をもって2年になります。

(3) 社外取締役との責任限定契約

当社は、牛嶋 勉氏との間で責任限度額を1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、本議案が原案どおり承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ社外監査役前田勝己氏および社外監査役倉田隆之氏の補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式数
ふか っ のり ひこ 武津典彦 昭和22年7月13日生	昭和49年4月 大阪大学工学部助手 昭和56年10月 名古屋工業大学工学部講師 平成元年6月 名古屋工業大学工学部助教授 平成15年4月 名古屋工業大学大学院工学研究科教授 平成21年6月1日現在 名古屋工業大学大学院工学研究科教授	0株

(注) 1. 武津典彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者であります。

2. 武津典彦氏は、金属工学の研究者として専門的知見を有しております。この知見を生かし、大学教授としての学識を背景に、社外監査役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

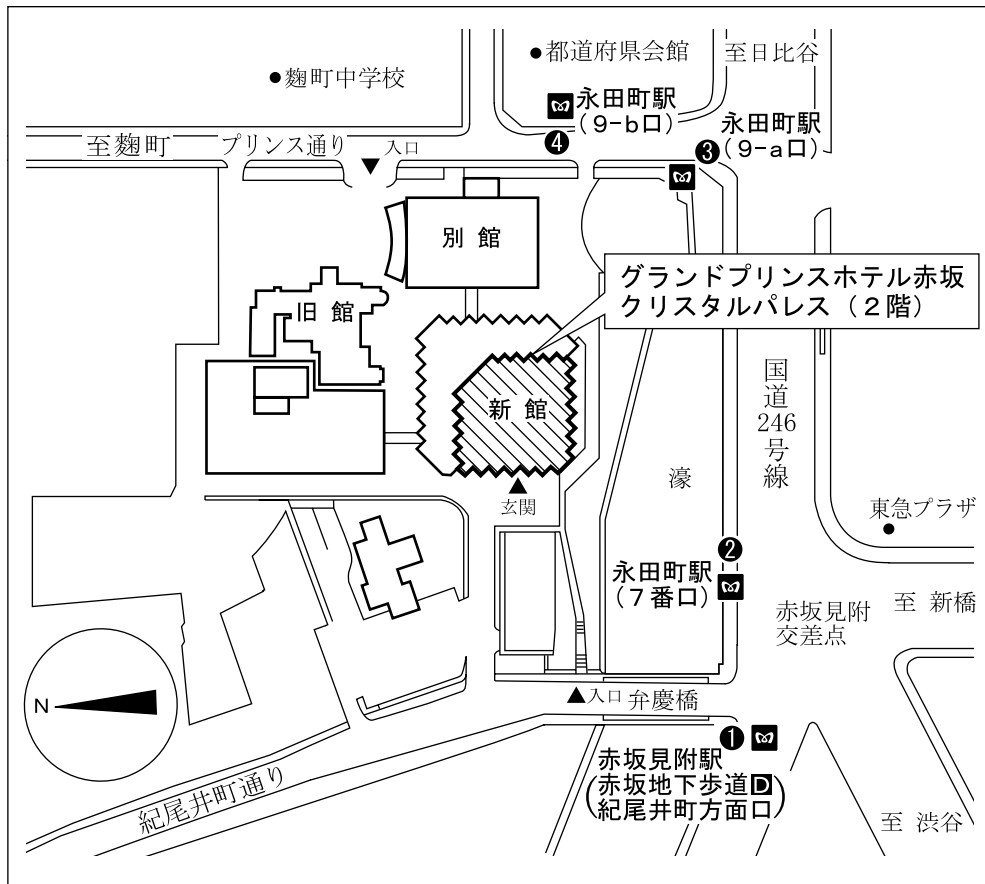
第4号議案 取締役賞与支給の件

当期の取締役賞与につきましては、当期末時点の取締役8名のうち、社外取締役牛嶋 勉氏を除く取締役7名に対し総額3,000万円を支給することといたしたいと存じます。なお、当社の取締役賞与は、会社業績を勘案し、各取締役の業績を反映させて算出しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 グランドプリンスホテル赤坂 新館2階 クリスタルパレス
東京都千代田区紀尾井町1番2号 TEL 03-3234-1111 (代表)



(交通のご案内)

- 東京メトロ ① 銀座線・丸ノ内線赤坂見附駅 (赤坂地下歩道 ㊦ 紀尾井町方面口) より
② 半蔵門線永田町駅 (7番口) より
③ 南北線永田町駅 (9-a口) より
④ 有楽町線永田町駅 (9-b口) より

(会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。)

環境に配慮した用紙を使用しております。